

令和6年（2024年）能登半島地震により被災した
2026年度入学志願者および入学（予定）者に対する特別措置について

能登半島地震による被害に遭われた皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。
国際基督教大学（ICU）では被災された方に以下の通り特別措置を講じますので、特別措置を希望する方は下記の要領で手続きをしてください。

1. 対象者（学部および大学院）

2026年度教養学部または大学院への入学（予定）者および入学予定者で、能登半島地震に係わる災害救助法が適用された市町村において、主たる家計者が人的、物的被害を受けた方。

適用市町村については、内閣府サイトの「防災情報のページ」より「令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用について」の最新版をご確認ください。

<https://www.bousai.go.jp/index.html>

「災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 特別措置

申請書および罹災証明書等に基づき審査した上で、被害の状況に応じて、以下の基準に沿って検定料等を免除いたします。

【2026年度入学志願者および入学（予定者）の減免基準】

罹災状況	検定料	入学金	授業料および施設費
生計維持者の死亡	免除	免除	第一学期を免除
全壊	免除	免除	第一学期を免除
大規模半壊／中規模半壊	免除	免除	第一学期を免除
半壊	免除	免除	第一学期を免除
準半壊／一部損壊	免除	免除	免除しない

(注)

- 上記以外の罹災については問合せ先までご相談ください。
- 特別措置については審査の上、状況に応じて決定し、被害の程度によっては免除されない場合もあります。

3. 必要書類

1) 「大規模災害特別措置申請書」

本学所定の申請書を用い、必要事項を漏れなく記入してください。

被害状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

2) 「罹災証明書」 (コピー可)

家屋などの倒壊は市町村、火災の場合は消防署が発行します。詳しくは市町村へお問合せください。

その他、現在の状況を確認するために上記以外の書類を提出いただく場合があります。

4. 申請方法

下記のお問合せ先まで必要書類を郵送で送信してください。なお、提出期限内に必要な書類を提出できない場合やご不明な点がある方は、お問合せ先にご相談ください。

【教養学部】

送付先： 〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2

国際基督教大学 アドミッションズ・センター

問い合わせ先： admissions-center@icu.ac.jp

【大学院】

送付先： 〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2

国際基督教大学 学務部大学院事務グループ

問い合わせ先： gs-adm@icu.ac.jp

5. 提出期限

2026年度各入学者選拔出願締切日 (必着)

必ず検定料を振り込んだ上、各入学者選拔出願書類提出締切日までに申請書類一式を送付してください。審査の結果、免除になった場合には返金手続きを行います。

- ・ 出願期間については各入学試験要項でご確認ください。
- ・ 複数の入学者選抜に出願する場合は、その都度申請書を提出してください。

6. 決定通知

審査後に結果を郵送いたします。

結果についてはできるだけ速やかにお知らせしたいと考えておりますが、提出時期によっては時間がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

以上